

令和3年3月

選挙啓発シリーズ

公職選挙法・政治資金規正法・
政党助成法と

政治団体

岡山県選挙管理委員会事務局

目 次

第 1 編	政治団体に関する手続の概要について	1
第 2 編	政治団体の届出, 収支報告等について	4
第 1	政治団体の届出等	4
1	政治団体とは	4
2	政治団体の届出	6
3	政治団体の名称等の公表	20
第 2	政治団体の収支報告等	20
1	会計経理	20
2	収支報告書	21
第 3	政治団体に対する寄附の制限	22
1	政治資金規正法上の寄附の制限	22
2	公職選挙法上の寄附の制限	28
第 4	政治資金パーティーに関する制限	29
1	政治資金パーティーとは	29
2	政治資金パーティーの開催主体の制限	29
3	政治資金パーティーの対価の支払額の制限等	29
4	政治団体以外の者による政治資金パーティー開催の制限	30
第 5	政治資金の運用に関する制限	30
第 6	政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の 支払への公務員の関与等の制限	30
第 7	個人献金に対する課税上の優遇措置	31
1	優遇措置の内容	31
2	優遇措置の適用要件	31
3	控除額の計算式	31

4	適用除外	32
5	手続	32
第3編	後援団体等の立札・看板等の規制について	34
1	後援団体等が掲示することができる文書図画	34
2	証票の交付	35
3	証票と有効期限	36
4	後援団体等が頒布する文書図画	36
5	あいさつ目的の有料広告の禁止	36
第4編	選挙時における確認団体となった政党その他の政治活動を行う団体の政治活動について	37
第5編	政党交付金について	40
1	政党助成法について	40
2	政党交付金について	40
3	使途報告が必要な支部	40
4	使途報告の方法	41
附 録		
	各種届出用紙	43

(注) 法令名については、以下の略称を用いました。

- 法……………政治資金規正法（昭和23年法律第194号）
- 令……………政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）
- 規則……………政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）
- 公選法……………公職選挙法（昭和25年法律第100号）

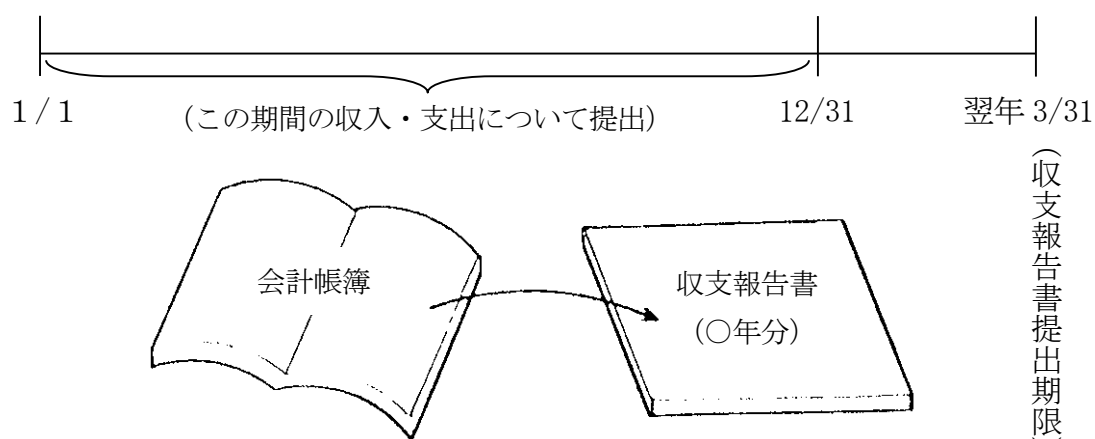
第1編 政治団体に関する手続の概要について

- 1 政党、後援会、その他の政治団体が収支を伴う政治活動をするには、政治団体設立届（第1号様式。P. 6参照。）が必要です。あらかじめ、県選挙管理委員会に御相談ください。



- (1) 設立届は、政治団体を組織した日又は政治団体となった日から7日以内に県選挙管理委員会へ提出してください。
- (2) 設立届には、綱領、規約等が必要です。
- (3) 政治団体の届出をした後、主たる事務所の所在地、代表者、会計責任者、規約等届出事項に異動があったときは、異動届（第11号様式。P. 12参照。）が必要です。
- (4) 設立届等の「代表者の氏名」欄は、本人の署名又は記名押印以外の場合は、提出時に本人確認等が必要となりますので、ご注意ください。

- 2 政治団体は、毎年1月1日～12月31日までの間の収支について、翌年の3月31日までに収支報告書を提出することが義務づけられています。収支がない場合も同様です。（なお、国会議員関係政治団体（P. 5参照）にあつては、提出期限は翌年の5月31日までとなります。）



(会計帳簿、収支報告書については、P.20 及び P.21 参照)

(1) 収支報告書の用紙は、県選挙管理委員会が交付します。（県選挙管理委員会事務局ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/156/>）からのダウンロードも可能です。）

(2) 収支報告書の提出先は、県選挙管理委員会です。

(3) 2年続けて収支報告書を提出しないと、収支を伴う政治活動ができなくなります。

こうした未提出の団体が再び収支を伴う政治活動をするには、政治団体の解散届（それまで未提出だった収支報告書を添付）を提出した上で、改めて新たな政治団体として設立届をする必要があります。

収支報告書は収支がない場合であっても、毎年必ず提出してください。

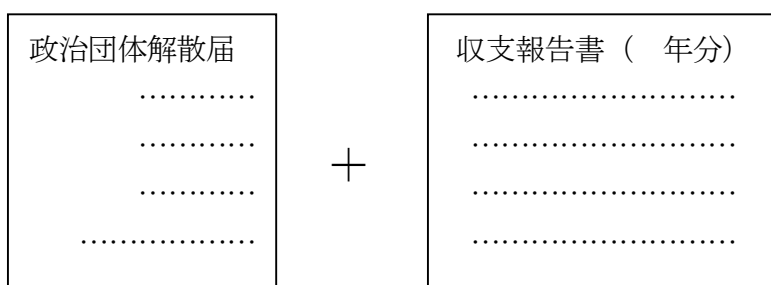
3 政治団体を解散したときは、解散届（第18号様式。P.13参照。）が必要です。

(1) 解散届は、解散した日から30日以内に県選挙管理委員会へ提出してください。（なお、国会議員関係政治団体にあつては、提出期限は解散した日から60日以内となります。）

(2) 解散届には代表者及び会計責任者の氏名欄がありますが、本人の署名又は記名押印以外の場合は、提出時に本人確認等が必要となりますので、ご注意ください。

(3) 解散届には、併せて解散日までの収支報告書の提出も必要です。

(4) 資金管理団体（P.5参照）にあつては、併せて資金管理団体でなくなった旨の届兼宣誓書の提出も必要です。



4 政治資金関係申請・届出オンラインシステムを利用したオンライン申請が可能です。

政治資金規正法に基づく政治団体の各種届出及び収支報告書の提出について、「政治資金関係申請・届出オンラインシステム」を利用したオンライン申請が可能です。

これにより、県選挙管理委員会まで出向く必要がなく、また休日や時間帯を問わず届出や収支報告書の提出を行うことができます。

【政治資金関係申請・届出オンラインシステムURL】 <https://kyoudou.soumu.go.jp/>

5 個人が政党や一定の後援団体に寄附したときは、課税上の優遇措置があります。

県選挙管理委員会で寄附金（税額）控除のための書類の確認を受けて、税務署に提出してください。

6 押印の取扱い

- (1) 政治団体の手続に必要な書類には、これまで一律に書面への記名押印を求めていたところですが、令和3年の規則の改正により、押印によらず、本人確認書類の提示、署名等により、書類の真正性を確認することが可能となりました。
- (2) 記名押印又は届出者本人の署名のない場合には、次のア又はイにより本人確認を行いますので、御留意願います。
 - ア 届出等の名義人（代表者、会計責任者等）の本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証等。以下同じ。）の提示又は提出
 - イ 代理人が届け出る場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出

第2編 政治団体の届出，収支報告等について

第1 政治団体の届出等

1 政治団体とは

(1) 政治団体（法第3条第1項）

政治団体とは，次に掲げる団体をいいます。

- ア 政治上の主義若しくは施策を推進し，支持し，又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- イ 特定の公職の候補者（候補者となろうとする者及び公職にある者を含む。以下同じ。）を推薦し，支持し，又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- ウ 上記ア及びイに掲げるもののほか，次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
 - (ア) 政治上の主義若しくは施策を推進し，支持し，又はこれに反対すること。
 - (イ) 特定の公職の候補者を推薦し，支持し，又はこれに反対すること。

(2) 政治団体とみなされる団体（法第5条）

次に掲げる団体は政治団体とみなされます。

- ア 政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で，衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるもの
- イ 政治資金団体（政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で，政党から総務大臣に届出がされているもの。1政党につき1団体に限られ，政党の支部は届出をすることができません。）

(3) 政党（法第3条第2項，令第1条）

政党とは，政治団体のうち次のいずれかに該当するものをいいます。

- ア 衆議院議員又は参議院議員が5人以上所属しているもの（他の政党に所属する衆議院議員又は参議院議員が所属しているものを除く。）
- イ 次のいずれかの選挙における得票率が，全国を通じて2%以上であるもの
 - 前回の衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員選挙
 - 前回の衆議院議員総選挙における比例代表選出議員選挙
 - 前回又は前々回の参議院議員通常選挙における選挙区選出議員選挙
 - 前回又は前々回の参議院議員通常選挙における比例代表選出議員選挙

(4) 政治団体の支部（法第18条）

ア 政治団体が支部を有する場合，原則として本部・支部は各々一つの政治団体とみなされます。したがって，支部にあっても設立の届出，会計帳簿の備え付け，帳簿の記載及び収支報告書の提出等をしなければなりません。

ただし，寄附の授受の制限に関しては，本部・支部を通じて一つの政治団体とみなされるので注意を要します。

イ 政治資金規正法にいう「支部」とは，おおむね次の要件を備えたものをいいます。

(ア) 本部の規約等に規定されたその組織の単位組織であり、本部と主従の関係にあること。

(イ) 本部の指揮統括の下に、一定の範囲で自主的に政治活動を行うことが認められていること。

(ウ) 会計について、一定の範囲内で金銭等の授受を行える状況にあること。

ウイの要件を満たさない下部組織（会計上独立していないもの及び単なる連絡事務所的なものなど。）は、政治資金規正法上の「政治団体の支部」とはなりません。

したがって、この下部組織の行った収入・支出は上部組織が行ったものとなりますので、収支報告書は上部組織、下部組織を合わせた分を報告することになります。

(5) 政党の支部（法第21条第4項）

政党の支部について、一以上の市区町村の区域又は公選法に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものである場合には、会社、労働組合その他の団体からの寄附を受けることはできません。

(6) 資金管理団体（法第19条）

資金管理団体とは、政治家のために政治資金の拠出を受け政治家の政治資金を取り扱う政治団体で、政治家の指定を受けたものをいいます。

政治家1人につき1団体に限られ、その代表者は政治家自身であることが必要です。

●資金管理団体を指定した場合のメリット

ア 政治家が公職の候補者である間に政党から受けた寄附を、自分の指定する資金管理団体へ寄附（特定寄附）する場合には、寄附の量的制限が適用されません。

イ 自己資金を寄附する場合、量的制限のうち「個別制限（年間150万円）」が適用されません。（年間1,000万円まで寄附できます。）

ウ 公選法により、選挙（任期満了等）前の一定期間は、自分の後援団体への寄附は禁止されていますが、その後援団体が資金管理団体であれば寄附することができます。

●資金管理団体に係る制限

平成19年8月6日から、資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有してはならないとされました。

(7) 国会議員関係政治団体（法第19条の7）

国会議員関係政治団体とは、次の①②の政治団体及び③をいいます。

① 国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体（(2)及び(3)の団体を除く。）

② 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（(2)及び(3)の団体を除く。）

③ 政党の支部であって、国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられるものうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるものは、1号団体（①の政治団体をいう。）とみなされます。（みなし1号団体）

なお、政党の支部でいわゆる都道府県連は、選挙区の区域ではなく行政区画を単位に設けられているため、みなし1号団体には該当しないとされています。

2 政治団体の届出

(1) 設立届 (法第6条)

ア 政治団体は、政治団体を組織した日又は政治団体となった日から7日以内に設立届を郵便等によることなく持参して、県選挙管理委員会に提出してください。

イ 設立届の際の提出文書は次のとおりです。

ウ 設立に係る当該政治団体の名称は、すでに告示された政党又は政治資金団体の名称及びこれらに類似する名称以外の名称でなければなりません。

エ 届出前は、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出することは禁止されており、これに違反すると罰則の適用があります。

(ア) 設立届出書 (法第6条第1項, 令第4条, 規則第1条)

第1号様式		政治団体設立届		記載例	
総務大臣 岡山県選挙管理委員会 殿		令和〇年〇月〇日			
<p>本人の署名又は記名押印以外の場合、提出時に本人確認等が必要となりますので、ご注意ください。(備考8参照)</p>		政治団体の名称	海野山男後援会		
		事務所所在地	岡山市北区山下1-1-1 ABCビル3階		
		代表者の氏名	甲野 一郎 (甲野)		
政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。					
(ふりがな)	うみのやまおこうえんかい		政治団体の区分		
名称	海野山男後援会		<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部 国会議員関係政治団体の区分 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体		
目的	別紙のとおり	組織年月日	令和〇年〇月〇日		
主たる事務所の所在地	(〒700-0000) 岡山市北区山下1-1-1 ABCビル3階 (電話 086(XXX) XXXX)				
主たる活動区域	岡山県				
代表者	氏名(ふりがな)	住所	生年月日	選任年月日	
	ここの いらろう 甲野 一郎	(〒700-0000) 岡山市北区東1-2-3 (電話 086(XXX) XXXX)	昭和 30.11.12	令和 〇.〇.〇	
会計責任者	おつの じろう 乙野 二郎	(〒700-0000) 倉敷市南2-34 (電話 086(XXX) XXXX)	昭和 35.6.7	令和 〇.〇.〇	
会計責任者の職務代行者	へいの さぶろう 丙野 三郎	(〒700-0000) 岡山市北区西3-4-5 (電話 086(XXX) XXXX)	昭和 40.1.23	令和 〇.〇.〇	
支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類				
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名(ふりがな)		公職の候補者に係る公職の種類		
<p>(備考)</p> <p>1 政党の支部又はその他の政治団体の支部にあっては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政党又はその他の政治団体の名称を「(本部)何々」の例により記載すること。</p> <p>2 「□」内には、該当するものに「✓」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「✓」を記入すること。</p> <p>3 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第3項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。</p> <p>4 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「岡山県〇〇市××町〇丁目〇番〇号〇〇会館〇号室」というように具体的に記載すること。</p> <p>5 「主たる活動区域」欄には、活動区域が岡山県の区域内である政治団体にあっては、例えば「岡山県」、「〇〇部△町及び××町」というように具体的に記載し、2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば「全国」、「中国各県」、「岡山県及び兵庫県」というように具体的に記載すること。</p> <p>6 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第14条の1第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。</p> <p>7 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員(候補)」その他の職の種類及び候補者となつてゐる者にあつては、「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。</p> <p>8 代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>9 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際は、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。</p>					

- 〈注意〉 ● 代表者と会計責任者を兼務することは差し支えありませんが、**会計責任者と会計責任者の職務代行者を兼務することはできません。**
- 団体名は別として、代表者、会計責任者及び会計責任者の職務代行者欄の氏名は戸籍名で届け出てください。通称名やペンネームで届け出ることはできません。

(イ) 政党、政治資金団体又はその他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するもの。(法第6条第2項、令第5条第1号)

〇 〇 会 規 約 (例)

第1条 (名称・所在地)

本会は、〇〇会と称し、主たる事務所を〇〇市におく。

第2条 (目的)

本会は、県政の発展と県民生活の向上のために尽力している〇〇〇〇氏の政治活動を後援することを本来の目的とし、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条 (会員)

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条 (役員)

本会に次の役員をおく。

会 長	1名、副会長	2名、幹 事	若干名
会計責任者	1名、監 事	2名	

第6条 (役員を選出及び任期)

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第7条 (会議)

- 1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条 (経費)

本会の経費は、会費(年額〇〇〇〇円)、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条 (会計年度及び会計監査)

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条 (規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条 (補則)

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和〇〇年〇月〇〇日より実施する。

↓

〈注意〉 設立届の中の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と原則として一致することになります。

(ウ) 被推薦書（法第6条第2項，令第5条第6号，規則第2条第7号）

県議会議員若しくは知事又は政令市の議会議員若しくは政令市の長の後援団体で，課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合には，必要です。（なお，国会議員の後援団体は，被推薦書ではなく，国会議員関係政治団体に該当する旨の通知が必要です。（P.18参照））

記 載 例	
第8号様式	
被 推 薦 書	
令和 ○年 ○月 ○日	
政治団体の名称	海野山男後援会
代表者の氏名	甲野 一郎 殿
公職の種類	岡山県議会議員(現職)
氏 名	海野 山男 海野 印
住 所	岡山市北区山下3-3-3
私（私達）は、令和 ○年 ○月 ○日から貴団体の推薦（支持）を受けています。	
(備考)	
1 「公職の種類」欄には、都道府県の議会の議員若しくは長又は指定都市の議会の議員若しくは長の区分により、その職にある者にあつては「岡山県議会議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「岡山県議会議員(候補者等)」の例により記載すること。	
2 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。	
3 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。	
4 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「岡山県議会議員(候補者等)(令和 年 月 日から)」の例により記載すること。	

(エ) 政党の状況等に関する届

(法第6条第2項、令第5条第4号及び第8条第3項、規則第12条第1号)
政党の支部のみ必要です。

記 載 例

第20号様式

政 党 の 状 況 等 に 関 す る 届

令和 ○年 ○月 ○日

総 務 大 臣 殿
岡山県選挙管理委員会

政党の支部の名称 △△党岡山県支部

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部 とする政党	名 称	△△党本部
	主たる事務所の所在地	東京都☆☆区☆☆1-1
	主たる活動区域	
1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		<input checked="" type="checkbox"/>

(備考)

- 1 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 2 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあっては、その区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「□」内に「✓」を記入すること。

(オ) 支部証明書

(法第6条第2項、令第5条第4号及び第8条第3項、規則第12条第2号) 政党の支部のみ必要です。

記載例

第21号様式

支 部 証 明 書

政党の支部の名称 △△党岡山支部

主たる事務所の所在地 岡山県岡山市〇区◎1-1


主たる活動区域 岡山県

上記の支部は、本政党の支部（岡山県を単位として設けられる支部）であることを証明する。

令和 〇年 〇月 〇日

政党の名称 △△党本部

主たる事務所の所在地 東京都☆☆区☆☆1-1

代表者の氏名 天地 海空  印

(備考)

- 1 以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあっては、その区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「本政党の〇〇県◎◎市を単位として設けられる支部」というように記載すること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

(注) 政党の本部が発行したものを添付すること。

オ 届出の方法（法第6条第1項）

郵便等によることなく、文書を持参して届け出てください。

カ 届出先

(ア) 岡山県の区域において主としてその活動を行う団体

岡山県選挙管理委員会に

（法第6条第1項第1号，法第18条，令第5条）

(イ) 2以上の都道府県の区域にわたり，又は岡山県の区域外の地域において，主としてその活動を行う政治団体で，主たる事務所が岡山県内にあるもの

岡山県選挙管理委員会を經由して総務大臣に

（法第6条第1項第2号）

※ 岡山県選挙管理委員会

（〒700-8570）岡山市北区内山下2-4-6

岡山県庁 9階

TEL（直通）086（226）7273

(2) 異 動 (法第7条)

ア 政治団体は、設立の際届け出た事項や添付書類（規約等）の内容に異動が生じたときは、**異動の日から7日以内**に異動に係る事項や新旧の該当添付書類（規約等）を**郵便等**によることなく、**持参して文書**で届け出なければなりません（法第7条、規則第4条）。

イ 異動の届出の期限、方法、届出先は設立届と同様（法第7条）です。

ウ 資金管理団体にあつては、異動事項により資金管理団体届出事項の異動届兼宣誓書の届出が必要となる場合があります。（P.15参照）

記載例

第11号様式 有 資金管理団体の指定の有無 無 届出事項等の異動届 令和〇年〇月〇日

総務大臣 岡山県選挙管理委員会 殿

本人の署名又は記名押印以外の場合は、提出時に本人確認等が必要となりますので、ご注意ください。（備考1参照）

政治団体の名称 海野山男とともに歩む会
 事務所の所在地 岡山市北区東西 2-2-2
 代表者の氏名 山川 五郎 (山川)

(上欄には届出事項の変更後の内容(新の内容)を記入してください)
 届出事項等に異動があつたので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	内 容	異動年月日
ふりがな	うみのやまお あゆ かい	
政治団体の名称	新 海野山男とともに歩む会	令和〇・〇・〇
	旧 海野山男後援会	
主たる事務所の所在地	新 (〒700-0000) 電話(086(XXX) XXXX) 岡山市北区東西 2-2-2	令和〇・〇・〇
	旧 岡山市北区山下 1-1-1 ABCビル3階	
主たる活動区域	新	令和
	旧	..
区 分	氏 名 住所・電話番号 生年月日	
ふりがな	やまかわ ごろう (〒710-0000)電話(086(XXX) XXXX)	
代 表 者	新 山川 五郎 倉敷市北 4-56 大昭平 36・7・8	令和〇・〇・〇
	旧 甲野 一郎	
ふりがな	(〒710-0000)電話(086(XXX) XXXX)	
会 計 責 任 者	新 倉敷市南東 5-67 大昭平 ..	令和〇・〇・〇
	旧 倉敷市南 2-34	
ふりがな	(〒)電話()	
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者	新 大昭平 ..	令和 ..
	旧	
国会議員関係政治団体の区分	新 <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 代表者である国会議員に係る公職の種類() <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体 <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 ありかな 公職の候補者の氏名() 公職の候補者に係る公職の種類()	令和 ..
	旧 <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 代表者である国会議員に係る公職の種類() <input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 ありかな 公職の候補者の氏名() 公職の候補者に係る公職の種類()	
そ の 他	<input checked="" type="checkbox"/> 規約の異動 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 毎年度異動(有・無から無・有へ) <input type="checkbox"/> その他 (規約内容に異動がある場合は、規約も添付する)	令和〇・〇・〇

(3) 解 散 (法第17条, 第19条の10)

ア 政治団体が解散し、又は目的の変更その他の事由により政治団体でなくなったときは、その代表者及び会計責任者は、**その日から30日以内**に、解散届を提出してください。

(なお、国会議員関係政治団体にあつては、提出期限は解散した日から60日以内になります。)

イ また、あわせて解散の日現在で、その年における収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した収支報告書を提出してください。

この場合、収支報告書の宣誓書には、「会計責任者」と「代表者」の氏名欄がありますが、いずれの氏名欄も本人の署名又は記名押印以外の場合は、提出時に本人確認等が必要となりますので、ご注意ください。

記 載 例	
第18号様式	資金管理団体の指定の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
政 治 団 体 解 散 届	
令和 ○年 ○月 ○日	
総 務 大 臣 殿 岡山県選挙管理委員会	
本人の署名又は記名押印以外の場合は、提出時に本人確認等が必要となりますので、ご注意ください。(備考1参照)	政治団体の名称 海野山男とともに歩む会
	事務所の所在地 岡山市北区東西 2-2-2
	代表者の氏名 山川 五郎 (山川)
	会計責任者の氏名 乙野 二郎 (乙野)
令和 ○年 ○月 ○日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。	
(備考)	
1 代表者本人及び会計責任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。	
2 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出は、この様式に準じて行うこと。	
3 この届出をする場合には、法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。	
4 資金管理団体に指定されている団体は、「資金管理団体でなくなった旨の届兼宣誓書」を提出すること。	

(4) 資金管理団体指定届兼宣誓書 (法第19条)

資金管理団体の指定をしたときは、**その指定の日から7日以内**に指定に係る事項を**文書**で届け出なければなりません。

記載例

第23号様式
資金管理団体指定届兼宣誓書

令和 ○年 ○月 ○日

総務大臣 殿
岡山県選挙管理委員会

本人の署名又は記名押印以外の場合は、提出時に本人確認等が必要となりますので、ご注意ください。(備考1参照)

氏名 海野山男 海野

住所 岡山市北区山下3-3-3

資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。
併せて、下記の記載事項が真正であることを誓います。

記

公職の種類	岡山県議会議員 (現職) ・ 候補者等)
選挙区	岡山市北区・加賀郡選挙区
ふりがな	かいゆうかい
政治団体の称名	海遊会
主たる事務所の所在地	(〒700-0000) 電話(086(XXX) XXXX) 岡山市北区山下1-1-1 ABCビル3階
ふりがな	うみの やまお
代表者の氏名	海野山男
指定年月日	令和 ○年 ○月 ○日

首長、岡山市以外の市町村議会議員、参議院議員(全国比例)は選挙区がないので、記載不要

(備考)

- 1 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 「選挙区」欄は、選挙区において選挙することとされている公職の種類の場合のみ記載すること。
- 3 資金管理団体として指定するにあつては、政治資金規正法第19条の2の2の規定により、資金管理団体は、不動産(土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権をいう。)を取得し、又は所有してはならないこととされていることに留意すること。

(5) 資金管理団体届出事項の異動届兼宣誓書（法第19条）

資金管理団体に指定された政治団体については、(2)の異動届と同様に指定の際届け出た事項（公職の種類、資金管理団体の名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名のうちいずれか）に異動が生じたときは、**異動の日から7日以内**に異動に係る事項を**文書**で届け出なければなりません。（(2)の異動届の提出も必要です。）

記載例

第26号様式

資金管理団体届出事項の異動届兼宣誓書

令和 ○年 ○月 ○日

総務大臣 殿
岡山県選挙管理委員会

氏名 海野山男 海野

住所 岡山市北区山下3-3-3

政治団体の名称 野山会

本人の署名又は記名押印以外の場合は、提出時に本人確認等が必要となりますので、ご注意ください。（備考1参照）

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

併せて、下記の記載事項が真正であることを誓います。

記

異動事項		内 容	異動年月日
公職の種類	新	衆議院議員 (現職 ・ 候補者等)	令和
	旧	岡山県議会議員 (現職 ・ 候補者等)	○・○・○
選挙区	新	岡山県第1区	令和
	旧	岡山市北区・加賀郡選挙区	○・○・○
ふりがな 政治団体の 名 称	新	のやまかい 野山会	令和
	旧	海遊会	○・○・○
主たる事務所の 所 在 地	新	(〒700-0000) 電話 (086(111)2222) 岡山市北区山下4-4-4	令和
	旧	岡山市北区山下1-1-1 ABCビル3階	○・○・○
ふりがな 代 表 者 の 氏 名	新		令和
	旧		・ ・

(備考)

- 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない欄については記載しない。

(6) 資金管理団体指定取消届兼宣誓書 (法第19条)

資金管理団体の指定を取り消したときは、その取り消した日から7日以内に文書で届け出なければなりません。

記 載 例	
第24号様式	
資 金 管 理 団 体 指 定 取 消 届 兼 宣 誓 書	
令和 ○年 ○月 ○日	
総 務 大 臣 殿 岡山県選挙管理委員会	本人の署名又は記名押印以外の場合は、提出時に本人確認等が必要となりますので、ご注意ください。(備考1参照)
氏 名 海野山男 海野	
住 所 岡山市北区山下 3-3-3	
下記の政治団体について、資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第19条第3項の規定により届け出ます。 併せて、下記の記載事項が真正であることを誓います。	
記	
公 職 の 種 類	衆議院議員 (現職 ・ 候補者等)
選 挙 区	岡山県第1区
指定を取り消した政治団体の名称	野山会
主たる事務所の所在地	岡山市北区山下 4-4-4
代表者の氏名	海野山男
指定取消年月日	令和 ○年 ○月 ○日
(備考)	
1 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。	
2 「選挙区」欄は、選挙区において選挙することとされている公職の種類の場合のみ記載すること。	

(7) 資金管理団体でなくなった旨の届兼宣誓書 (法第19条)

資金管理団体の届出をした者が、公職の候補者でなくなったとき、代表者でなくなったとき又は死亡したとき、あるいは当該資金管理団体を解散したとき、法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったときは、その届出事由に該当した日から7日以内に文書で届け出なければなりません。

記 載 例	
第25号様式	
資金管理団体でなくなった旨の届兼宣誓書	
令和 ○年 ○月 ○日	
総 務 大 臣 殿 岡山県選挙管理委員会	本人の署名又は記名押印以外の場合は、提出時に本人確認等が必要となりますので、ご注意ください。(備考1参照)
氏 名 海野 山男 海野	
住 所 岡山市北区山下3-3-3	
<p>下記の政治団体は、令和 ○年 ○月 ○日に、 (資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと)により、資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。 併せて、下記の記載事項が真正であることを誓います。</p>	
記	
資金管理団体でなくなった政治団体の名称	野 山 会
主たる事務所の所在地	岡山市北区山下4-4-4
(備考)	
1 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。	
2 ()には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。	
3 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合にあつては、この届出は新たに選任された代表者が行い、()には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。	

(8) 国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（法第19条の8，令第5条第6号）

国会議員関係政治団体に該当することとなったときは，国会議員に係る公職の候補者は，当該団体に対して，文書で，所定の届出をする必要がある旨を，遅滞なく，通知するものとされています。国会議員の後援団体が，課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合には，この通知が必要です。

なお，公職の種類に異動があった場合の通知については，国会議員関係政治団体に該当することとなった日付（記載例2行目）は，最初に国会議員関係政治団体に該当することとなった日付を記入してください。

記載例

第27号様式

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和 ○年 ○月 ○日

政治団体の名称 川村 海子後援会
代表者の氏名 △△ △△ 殿

公職の種類 衆議院議員（現職）
氏名 川村 海子
住所 岡山市中区海下 3-3-3

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に令和○年○月○日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるため、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

（備考）

- 1 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 2 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となった日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 4 公職の種類に異動があった場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

(9) 国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知（法第19条の8）

国会議員関係政治団体に該当しないこととなったときは、国会議員に係る公職の候補者は、当該団体に対して、文書で、所定の届出をする必要がある旨を、遅滞なく、通知するものとされています。

記 載 例


第28号様式

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

令和 ○年 ○月 ○日

政治団体の名称 川村海子後援会

代表者の氏名 △△ △△ 殿

氏 名 川村 海子  印
住 所 岡山市中区海下 3-3-3

私が、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は令和 ○年 ○月 ○日に政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第7条第1項の規定による届出をする必要があるため、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

(備考)

- 1 この通知は、法第19条の8第1項の規定による通知をした者が行うこと。
- 2 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

3 政治団体の名称等の公表

政治団体の名称等については告示によって一般に公表されます。

この名称等の告示は、次の場合に、県公報又は官報で行われます（法第7条の2、第17条、第19条の2）。

- (1) 設立届又は異動届が提出されたとき。
- (2) 解散等の届出があったとき、又は収支報告書を2年間にわたり提出しないため設立の届出をしていないものとみなされることとなったとき。
- (3) 資金管理団体の指定届、異動届及び指定取消届並びに資金管理団体でなくなった旨の届が提出されたとき。

第2 政治団体の収支報告等

1 会計経理

- (1) 会計帳簿の備付けと記載（法第9条）

会計責任者は**会計帳簿**を備え、これに政治団体のすべての収入、支出及び金銭等の運用に関する事項を記載しなければなりません。

- (2) 支出の明細書、あつせんに係る寄附の明細書の受領（法第10条）

政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて、当該政治団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、その寄附を受け、又は支出をした日から7日以内に明細書を会計責任者に提出しなければなりません。

また、政治団体のために寄附のあつせんをした者も、そのあつせんを終えた日から7日以内に明細書を会計責任者に提出しなければなりません。政治団体のために政治資金パーティー（第4-1（P.29）参照）の対価の支払のあつせんをした者についても同様です。

- (3) 資金管理団体の届出をした公職の候補者は、その者が、公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部を資金管理団体に取り扱わせるため当該資金管理団体に寄附するときは、文書で、法第19条の3に定めるところにより、その旨を資金管理団体の会計責任者に通知しなければなりません（資金管理団体については、第1-1（6）（P.5）参照）。

- (4) 領収書等の徴収（法第11条、第19条の9）

会計責任者等は**1件5万円以上のすべての支出について領収書その他の支出を証すべき書面を徴し**、これを支出の証拠資料として保存しなければなりません。

なお、**国会議員関係政治団体にあつては、金額に関係なくすべての支出**について領収書その他の支出を証すべき書面を徴し、保存しなければなりません。

- (5) 会計帳簿及び領収書は、収支報告書の要旨が公表された日から3年間保存しなければなりません。（法第16条）
- (6) 候補者等の選挙運動に関するものは、原則として公選法に基づく「選挙運動収支報告書」へ記載されるものですから、政治団体の会計帳簿とは別ですので、会計経理を区分し、二重計上しないよう注意してください。

2 収支報告書

(1) 収支報告書の種類

ア 定例の収支報告書（法第12条，第19条の10）

毎年1月1日から12月31日までの間における政治団体のすべての収入，支出及びこれらに関する事項，並びに12月31日現在で有する一定の資産等の状況について，翌年の**3月31日までに**提出します。

なお，**国会議員関係政治団体**にあっては，上記の提出期限は翌年の**5月31日まで**となります。

イ 解散等に伴う収支報告書（法第17条，第19条の10）

政治団体が解散又はその目的の変更等により，政治団体でなくなった場合に提出するもので，**解散等をした日から30日以内に**提出します。

なお，**国会議員関係政治団体**にあっては，上記の提出期限は**解散等をした日から60日以内**となります。

(2) 提出先（法第12条）

県選挙管理委員会，又は県選挙管理委員会を経由して総務大臣へ提出します。

(3) 収支報告書の要旨の公表（法第20条）

政治団体から収支報告書が提出されると，その要旨又はインターネットの利用等により収支報告書が公表されます。

収支報告書は，公表された日から3年間保存され，だれでも提出された収支報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができるようになっています。（法第20条の2）

第3 政治団体に対する寄附の制限

1 政治資金規正法上の寄附の制限

(1) 寄附の総枠制限について (法第21条の3)

政治活動に関する寄附は、年間(暦年)を通じて、次に掲げる額を超えてはならないことになっています。

このことを便宜上、寄附の総枠制限といいます。

ア 個人のする寄附の限度

政党・政治資金団体に対する寄附	年間 2,000万円
政党・政治資金団体以外の政治団体及び公職の候補者に対する寄附(公職の候補者に対する寄附については、選挙運動に関するものを除き、金銭及び有価証券によるものは禁止されます。)	年間 1,000万円

※個人のする寄附の総枠の制限額は、「政党・政治資金団体」及び「政党・政治資金団体以外の政治団体及び公職の候補者」の合計3,000万円となるが、同時にそれぞれの寄附について定められた限度額を超えることはできない。

イ 会社のする寄附の限度 (政党・政治資金団体に対するもの) (以外は一切禁止されています。)

資本金又は出資の金額	政党・政治資金団体に対する寄附
10 億円未満	750万円
10億円以上～50億円未満	1,500万円
50億円以上～100億円未満	3,000万円
100億円以上～150億円未満	3,500万円
150億円以上～200億円未満	4,000万円
⋮	
1,050 億円以上	1 億円

ウ 労働組合又は職員団体のする寄附の限度 (政党・政治資金団体に対するもの) (以外は一切禁止されています。)

組合員又は構成員の数	政党・政治資金団体に対する寄附
5 万人未満	750万円
5万人以上～10万人未満	1,500万円
10万人以上～15万人未満	3,000万円
15万人以上～20万人未満	3,500万円
20万人以上～25万人未満	4,000万円
⋮	
110 万人以上	1 億円

エ その他の団体のする寄附の限度 (政党・政治資金団体に対するもの)
 (以外は一切禁止されています。)

前年における年間の経費の額	政党・政治資金団体に対する寄附
2 千 万 円 未 満	750万円
2千万円以上 ～ 6千万円未満	1,500万円
6千万円以上 ～ 8千万円未満	3,000万円
8千万円以上 ～ 1 億 円 未 満	3,500万円
1 億 円 以上 ～ 1億2千万円未満	4,000万円
⋮	
4 億 6 千 万 円 以 上	1 億 円

以上の制限は、特定寄附及び遺贈によってする寄附については、適用されません。

特定寄附とは、資金管理団体（公職の候補者が、当該公職の候補者が代表者である政治団体のうちからその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として、一つに限り指定したもの。）の指定の届出をした公職の候補者が、公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を当該資金管理団体に対してする寄附をいいます。（法第19条の3、第19条の4）

(2) 寄附の個別制限について（法第22条）

何人も年間（暦年）を通じて、政党及び政治資金団体以外の同一の者に対して、**150万円**を超えて寄附をしてはなりません。

このことを寄附の個別制限といいます。

なお、この制限は、政党及び政治資金団体に対する寄附、政治団体がする寄附、資金管理団体の届出をした公職の候補者が当該資金管理団体に対してする寄附及び個人が遺贈によってする寄附の場合には適用されません。

※ 以上の制限をまとめると次の表のとおりです。

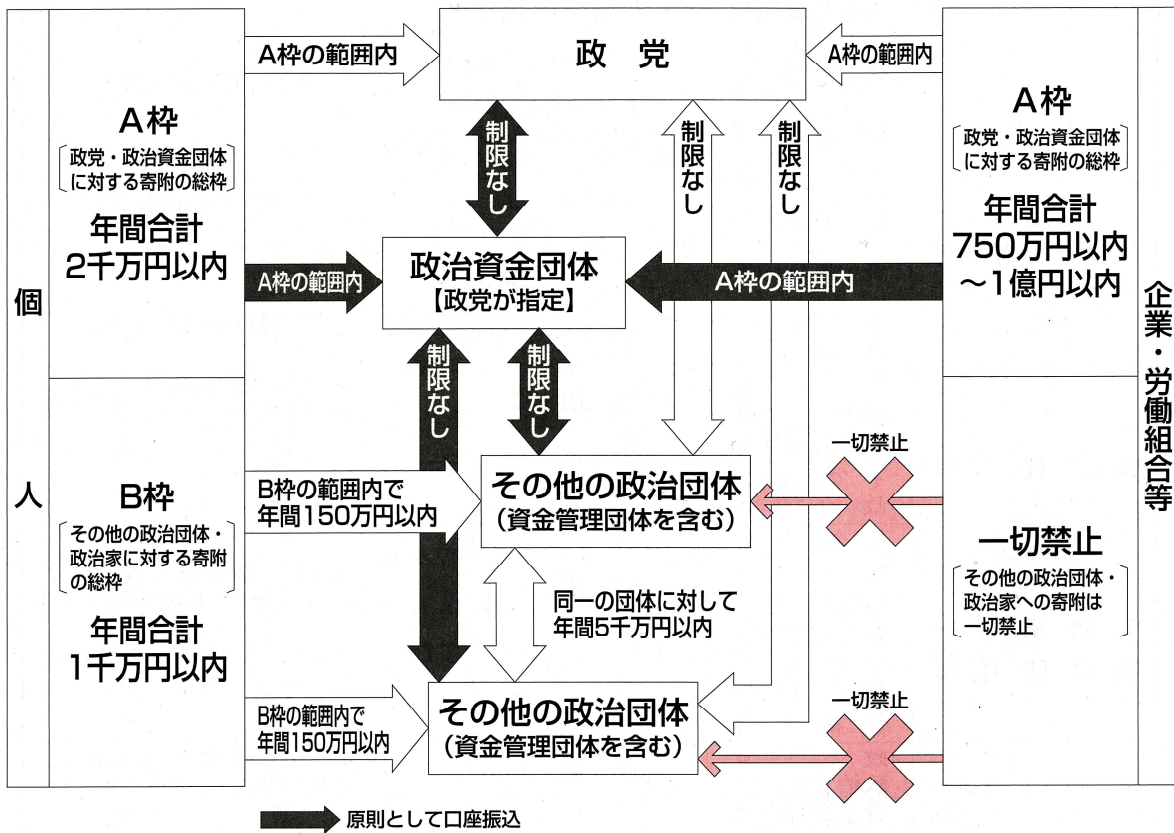
なお、1人（団体）年間5万円を超える（5万1円以上）寄附については、収支報告書にその内訳を記載することとなっています。

〈寄附の量的制限一覧〉

寄附者	寄附の相手方	個別制限		総枠制限
		1団体 1政治家	} に対する制限額	
個人	政党 政治資金団体	制限なし		年間2,000万円以内
	資金管理団体	年間150万円以内		年間1,000万円以内
	その他の政治団体	年間150万円以内		
	候補者等	1人年間150万円以内 (金銭・有価証券は、選挙運動に関するものに限る)		
候補者等 (※2)	政党 政治資金団体	制限なし		年間2,000万円以内
	資金管理団体	特定寄附	制限なし	
		自己資金	制限なし	
	その他の政治団体	年間150万円以内		年間1,000万円以内
会社 (A)	政党 政治資金団体	制限なし		資本金又は出資金により 750万円以内～1億円以内(※1)
	資金管理団体	禁止		禁止
	その他の政治団体	禁止		禁止
	候補者等	禁止		禁止
労働組合・ 職員団体(B)	政党 政治資金団体	制限なし		組合員・構成員の数により 750万円以内～1億円以内(※1)
	資金管理団体	禁止		禁止
	その他の政治団体	禁止		禁止
	候補者等	禁止		禁止
(A) (B) (C) (D) 以外の団体	政党 政治資金団体	制限なし		前年における年間の経費の額により 750万円以内～1億円以内(※1)
	資金管理団体	禁止		禁止
	その他の政治団体	禁止		禁止
	候補者等	禁止		禁止
政党 政治資金団体 (C)	政党 政治資金団体	制限なし		制限なし
	資金管理団体	制限なし		制限なし
	その他の政治団体	制限なし		制限なし
	候補者等	制限なし		制限なし
資金管理団体・ その他の政治団体 (D)	政党 政治資金団体	制限なし		制限なし
	資金管理団体	年間5,000万円以内		制限なし
	その他の政治団体	年間5,000万円以内		制限なし
	候補者等 (※2)	制限なし(金銭・有価証券は、 選挙運動に関するものに限る)		制限なし(金銭・有価証券は、選挙 運動に関するものに限る)

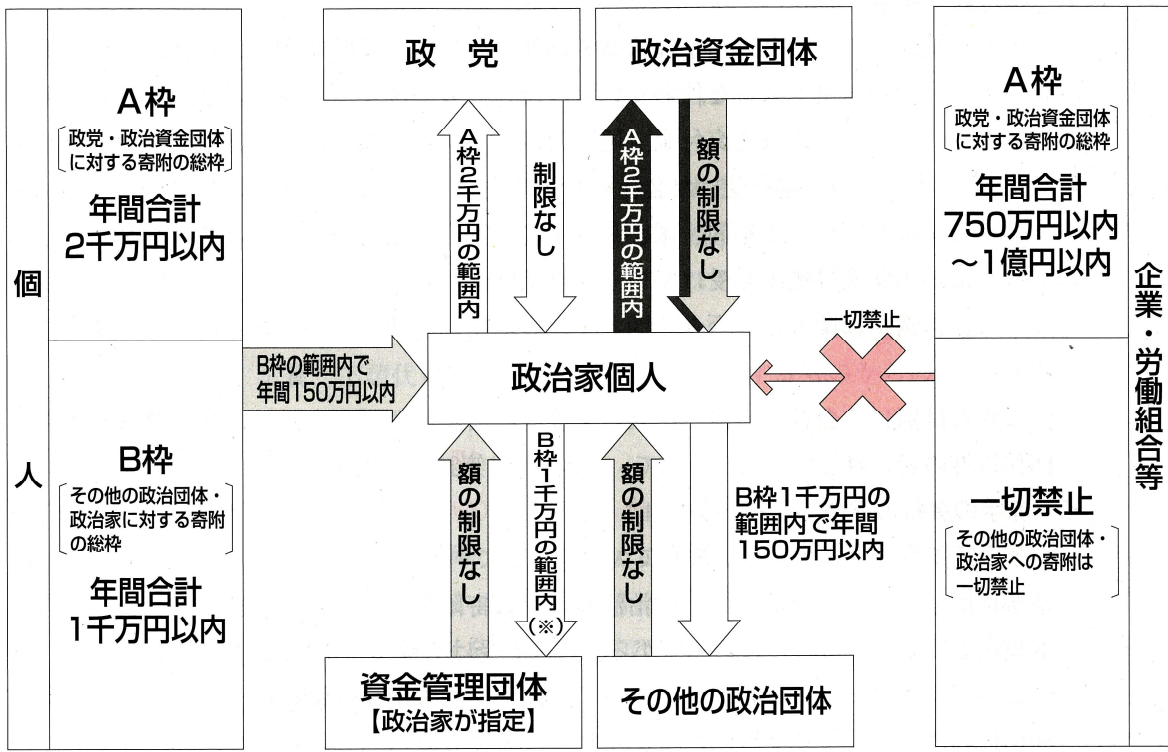
- (注) (1) 表中、「候補者等」とは、「公職の候補者(公職の候補者となる者及び公職にある者を含む。)」を意味する。
(2) 「政党」「政治資金団体」「資金管理団体」については、4、5ページを参照のこと。
(3) 「特定寄附」については、23ページを参照のこと。
(4) (※1)印の事項については、22、23ページを参照のこと。
(5) 政治資金団体が「候補者等」に寄附をする場合、金銭・有価証券は、選挙運動に関するものに限られる。
(6) 政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附(1,000円以下の寄附・不動産による寄附を除く。)は、口座振込によらなければならない。
(7) (※2)印の事項については、28、29ページを参照のこと。

政党・政治団体に関する政治資金の流れについて



- 個人は、政党・政治資金団体に対しては、総枠制限（A枠）の範囲内で寄附をすることができます。また、その他の政治団体に対しては、総枠制限（B枠）の範囲内で1団体に対し年間150万円以内（個別制限）において、寄附をすることができます。
 - 企業・労働組合等の団体（政治団体を除く。）は、政党・政治資金団体に対しては総枠制限（A枠）の範囲内で寄附をすることができますが、これ以外の者に対しての寄附は一切禁止されています。資金管理団体に対して政治活動に関する寄附をすることは、平成12年1月1日から禁止されました。
- ※個々の政治団体（政党・政治資金団体を除く。）間の寄附は、年間合計5,000万円以内に制限されています。
- ※政治資金団体に対する寄附（1,000円以下の寄附・不動産による寄附を除く。）は、口座振込によらなければなりません。

政治家個人に関する政治資金の流れについて



■ 原則として口座振込
 → 金銭・有価証券による寄附は、選挙運動に関するものを除き禁止
 ※ 政党から受けた寄附を、自己の資金管理団体に寄附する場合は制限なし。

(3) 寄附の質的制限について

政治活動に関する寄附については、寄附の主体による制限などがあります。このことを法律上、寄附の質的制限といいます。

ア 特定の会社等の寄附（法第22条の3）

国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成6年法律第5号）第3条第1項の規定による政党交付金（同法第27条第1項の規定による特定交付金を含む。）を除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人にあっては、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から1年間、国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人にあっては出資又は拠出を受けている間、選挙に関する否とを問わず、政治活動に関して寄附をすることが禁止されます。

これとは別に、会社その他の法人のする政治活動に関する寄附は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては禁止されています。（法第21条）

イ 赤字の会社の寄附（法第22条の4）

3事業年度以上にわたり継続して欠損を生じている会社は、欠損がうめられるまでは、選挙に関する否とを問わず、政治活動に関し寄附をすることが禁止され、また、何人も違法な寄附であることを知りながら、これを受けてはなりません。

これとは別に、会社その他の法人のする政治活動に関する寄附は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては禁止されています。（法第21条）

ウ 外国人等からの寄附（法第22条の5）

外国人等からの寄附については、次のような規制があります。

(ア) 何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、選挙に関する否とを問わず、政治活動に関する寄附を受けてはなりません。

(イ) ただし、主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であってその発行する株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているもの（新設合併又は株式移転により設立された者であって、合併により消滅した会社又は株式移転をした会社のうち上場期間が最も短いものの上場期間と通じて5年以上継続して上場されているものを含む。）からの寄附の受領については、認められています。

(ウ) (イ)の者は、政治活動に関する寄附をするときは、(イ)の者である旨を、文書で、寄附を受ける者に通知しなければなりません。

(エ) (ウ)の通知を受けた者の会計責任者は、当該通知に係る文書を、収支報告書の要旨が公表された日から3年間保存しなければなりません。

(オ) 政治団体の会計責任者は、寄附を受けた場合であって、当該寄附をした者が、(イ)の者であるときは、会計帳簿及び収支報告書にその旨を記載しなければなりません。

エ 匿名等の寄附（法第22条の6）

何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、選挙に関すると否とを問わず政治活動に関する寄附をしてはなりません。また、これを受けてもいけません。ただし、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において、政党又は政治資金団体に対してする寄附で、その金額が千円以下のものについては差し支えありません。

(4) 寄附のあっせんの規制（法第22条の7）

寄附のあっせん規制は、寄附の任意性を確保するための制限で、何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合においては、相手方に対し、業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫するなど不当にその意思を拘束するような方法で、あっせんに係る行為をしてはならず、また、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で、寄附を集めることは禁止されています。

2 公職選挙法上の寄附の制限

(1) 国又は地方公共団体と特別の関係がある者の寄附の禁止（公選法第199条）

衆議院議員及び参議院議員の選挙に関しては国と、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関しては当該地方公共団体と、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関し寄附をすることができません。

(2) 候補者等の関係会社等の寄附の禁止（公選法第199条の3）

公職の候補者等がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはなりません。

ただし、これらの会社等が政治資金規正法上の寄附の制限の範囲内で政党及び政治資金団体に対し寄附をすることは認められています。

(3) 候補者等の氏名類推会社等の寄附の禁止（公選法第199条の4）

公職の候補者等の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、当該選挙に関し、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはなりません。

ただし、これらの会社等が政治資金規正法上の寄附の制限の範囲内で政党及び政治資金団体に対し寄附をすることは認められています。

(4) 後援団体に関する寄附の禁止（公選法第199条の5）

後援団体とは、特定の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の候補者等を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものである団体をいいますが、この後援団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはなりません。

ただし、政党その他の政治団体や当該候補者等（候補者等に対しては、選挙運動に関するものを除き、金銭及び有価証券による寄附は禁止されています。）に対し寄附をする場

合及び当該後援団体がその設立目的により行う行事又は事業に関し寄附（花輪、供花、香典、祝儀等及び当該候補者等に係る公職の任期満了の日前90日に当たる日（解散による選挙の場合には、解散の翌日、また市町村の新設合併による選挙の場合は、合併の日の翌日）から選挙の期日までの間にされるものは禁止されています。）をすることは認められています。

また、この期間内は、何人も、後援団体の総会その他の集会において、当該選挙区内にある者に対し、^{きょうおう} 饗応接待をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与することが禁止されます。

さらに、この期間内は、候補者等本人が後援団体（資金管理団体を除く。）に寄附をすることが禁じられています。

※ (2)(3)(4)でいう『候補者等』とは、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）をいいます。

第4 政治資金パーティーに関する制限

1 政治資金パーティーとは

政治資金パーティーとは、「対価を徴収して行われる催物」であって、「当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選挙運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているもの」をいいます。（法第8条の2）

この政治資金パーティーを開催する場合には、会計帳簿への記載、政治資金パーティーの内訳やパーティー券の大口購入者の報告等が義務づけられるほか、以下の制限があります。

2 政治資金パーティーの開催主体の制限（法第8条の2）

政治資金パーティーは、政治団体によって開催されるようにしなければなりません。なお、政治団体以外の者が政治資金パーティーを開催した場合でも同じように以下の制限が課される他に、こうした者が一定の要件に該当する政治資金パーティーを開催する場合は、さらに別の届出等が義務づけられています。（第4-4参照）

3 政治資金パーティーの対価の支払額の制限等（法第22条の8）

(1) 政治資金パーティーの対価の支払の收受の額の制限

政治資金パーティーを開催する者は、ひとつの政治資金パーティーにつき、同一の者から、150万円を超えて対価の支払を受けてはなりません。また対価の支払をする者も同様の制限を受けます。

(2) 匿名等の対価の支払の收受の制限

何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で、政治資金パーティーの対価の支払をしてはなりません。また、これを受けてもいけません。

(3) 威迫等によるあっせんの禁止

政治資金パーティーの対価の支払のあっせんについても、政治活動に関する寄附のあっせんと同様、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法によるあっせんや対価の支払をしようとする者の意思に反してその者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法によるあっせんが禁止されています。

(4) 政治資金パーティーの対価の支払である旨の告知

政治資金パーティーを開催する者は、その対価の支払を受けるに際し、支払者に対して、「この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。」という文言を載せた書面により、あらかじめ告知しなければなりません。（規則第20条）

4 政治団体以外の者による政治資金パーティー開催の制限（法第18条の2）

政治団体以外の者がその対価の支払に係る収入額が1千万円以上になると見込まれる政治資金パーティーを開催するときは、この政治団体以外の者は政治団体とみなされ、会計帳簿の備え付け、設立届・異動届等の届出書の提出、当該政治資金パーティーに係る収支報告書の提出等、政治団体に準じた各種制限が課されることとなります。

第5 政治資金の運用に関する制限

政治団体は、その有する金銭等を、以下の方法以外の方法で運用してはなりません。（法第8条の3）また、会計帳簿の運用簿に、運用の状況等を記載しなければなりません。

- ① 銀行その他の金融機関への預金又は貯金
- ② 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得
- ③ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの

第6 政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払への公務員の関与等の制限

国及び地方公共団体の一般職等の公務員は、その地位を利用して行う以下の活動が禁止されます。（法第22条の9第1項、令第24条）

- ① 政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、又は自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与すること。
- ② 政治資金パーティーに対価を支払って参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、又は自己以外の者がするこれらの行為に関与すること。

第7 個人献金に対する課税上の優遇措置（法第32条の4）

1 優遇措置の内容

個人が政治活動に関する寄附をした場合、一定の要件を満たすものについては、所得税の計算上、所得控除又は税額控除を受けることができます。

2 優遇措置の適用要件

優遇措置を受けるには、次の要件を満たす必要があります。（租税特別措置法第41条の18）

(1) 個人の寄附

個人がした政治活動に関する寄附であること。

ただし、政治資金規正法の規定に違反した寄附は対象となりません。

(2) 寄附の相手方の範囲

ア 政党・政治資金団体

イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの

ウ 国会議員、県議会議員及び知事並びに指定都市の議会議員及び指定都市の長のいわゆる後援団体（法第3条第1項第2号の団体）であって、会則等にその推薦支持する候補者の氏名が明記され、かつ被推薦書（P. 8参照）が提出されていること。

なお、国会議員関係政治団体にあつては、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（P. 18参照）が必要です。

ただし、現職にない候補者等の後援団体については、立候補した日の属する年とその前年の二年間に限定されています。

(3) 収支報告書への記載

その寄附が、収支報告書に記載されていること。

なお、年間5万円以下の寄附であっても、優遇措置を受けるには収支報告書に氏名等が記載されている必要があります。

3 控除額の計算式

(1) 寄附金控除（所得控除）

寄附金控除額＝〔（その年に支出した特定寄附金の額の合計額）と（その年の総所得金額等の40%相当額）とのいずれか低い方の金額〕－2千円

（注1）「特定寄附金」とは、国や地方公共団体に対する寄附や公益法人に対する寄附で財務大臣が指定した寄附等をいい、個人が拠出する政治献金で一定の要件に該当するものについても、この特定寄附金とみなされることとされています（租税特別措置法第41条の18）。

（注2）「総所得金額等」とは、純損失、雑損失、その他各種損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除前の分離課税の長（短）期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいいます。

(2) 寄附金特別控除

政党及び政治資金団体に対する寄附については、(1)の寄附金控除の適用を受けるか、又は次の算式で計算した金額（その年分の所得税額の25%相当額を限度とします。）について税額控除の適用を受けるか、いずれか有利な方を選択することができます。

税額控除額＝（その年中に支払った政党等に対する寄附金の額の合計額－2千円）×30%

(注1)税額控除額は、100円未満の端数を切り捨てます。

(注2)「その年中に支払った政党等寄附金の額の合計額」については、その年分の総所得金額等の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の適用を受ける特定寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける公益社団法人等寄附金の額、認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける認定NPO法人等寄附金の額（以下「特定寄附金等の額」といいます。）がある場合で、政党等に対する寄附金の額の合計額にその特定寄附金等の額の合計額を加算した金額がその年分の総所得金額等の40%相当額を超えるときは、その40%相当額からその特定寄附金等の額の合計額を控除した残額とされます。

(注3)「2千円」については、特定寄附金等の額がある場合には2千円からその特定寄附金等の額の合計額を控除した残額とされます。

4 適用除外

法の規定に反する寄附及び寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められる寄附（例えば、候補者本人が自分の後援団体に対して寄附をする場合や議員がお互いに相手方の後援会に寄附をし合う場合など。）については、優遇措置の適用はありません。

5 手 続

政党又は後援団体は、寄附金（税額）控除のための書類（P. 33記載例参照）を作成し、県選挙管理委員会又は総務大臣の確認を受け、この書類を寄附者に交付してください。寄附者は確定申告書にこの書類を添付して、税務署に提出します。

確定申告の期限までにこの書類が間に合わない場合は、いったん政治団体に寄附した旨を領収書等で税務署に申告し、後日政治団体からこの書類を受領した後、速やかに税務署に提出してください。

なお、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署（個人課税部門）にお問い合わせください。

記載例

別紙

県選管（又は総務大臣）が確認

（確認欄）

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

（寄附をした者）

氏名	甲野一郎						
住所	岡山県〇〇市〇〇町〇-〇-〇						
寄附金の額	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥ 1	2	0	0	0	0	0
寄附年月日	令和 年 月 日						

（寄附を受けた団体） 寄附が同一年に2回以上された場合は、記載は必要ありません。

名	丙丁会	
所在地	岡山県〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
団体の区分 〔いずれか該当するものの番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号〕	左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号〕
	1	②
租税特別措置法第41条の18 第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18 第1項第4号該当の場合	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名	乙野二郎
〔同号イ該当の場合(2)の記載は必要ありません。〕	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	※ 選挙 令和 年 月 日

（寄附を受けた個人）

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	選挙 令和 年 月 日
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日	
住所		

推薦し又は支持する者が現職でない場合に、記入してください。

（寄附の内訳）

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
□・6・30	300,000 円	・	円	・	円
□・9・28	300,000 円	・	円	・	円
□・12・26	600,000 円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円
・	円	・	円	・	円

寄附が同一年に2回以上された場合に記入します。

- (注) (1) この様式は各政党・政治団体等で用意し、必要事項を記入して提出してください。
 (2) ※印の欄は、推薦し、又は支持する者が現職でない場合に、その者が立候補した選挙名及びその者が立候補した年月日を記入してください。

第3編 後援団体等の立札・看板等の規制について

1 後援団体等が掲示することができる文書図画

現在すでに公職にある人や公職の候補者となろうとする人（以下「候補者等」といいます。）の氏名や氏名を類推させるようなことを記載した文書図画及び特定の候補者等を支持、推薦することを主な政治活動の目的としている団体（以下「後援団体」といいます。）の名称を記載した文書図画で、それぞれの政治活動のために使用するものについては、次に掲げるもの以外はいっさい掲示することができません（公選法第143条第16項）。

① 後援団体の事務所に掲示する立札、看板の類で、一事務所当たり2枚以内で、かつそれぞれ選挙の種類ごとに定められた総数の範囲内のもの。

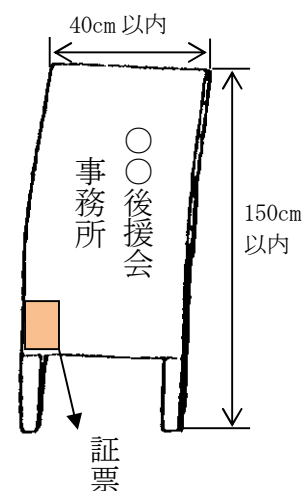
掲示することができる立札、看板の類の総数は、同一の候補者等に係るすべての後援団体を通じて下表のとおりです。立札、看板の類には、選挙管理委員会が交付する「証票」を貼付する必要があります。

また、大きさは縦150センチメートル、横40センチメートル以内です。

なお、候補者等の個人の事務所に掲示する立札、看板の類についても、数量については下表のとおり、また、大きさや証票については後援団体の場合と同様の制限があります。

● 候補者等又は後援団体の立札・看板の類の総数

選挙の種類	同一の候補者等に係るすべての後援団体を通じて	候補者等 (個人の事務所)	申請先
衆議院議員 (小選挙区)	15	10	県選挙管理委員会
衆議院議員 (比例代表)	42 (うち1小選挙区内15)	28 (うち1小選挙区内10)	中央選挙管理会 (総務省)
参議院議員 (比例代表)	150 (うち岡山県内21)	100 (うち岡山県内14)	
参議院議員 (岡山県選挙区)	21	14	県選挙管理委員会
県知事	21	14	県選挙管理委員会
県議会議員	6	6	
岡山市長	10	10	各市町村 選挙管理委員会
市長 (岡山市を除く。)	6	6	
市議会議員 (岡山市を含む。)			
町村長 町村議会議員	4	4	



② **ポスターで、ベニヤ板やプラスチックの板などで「裏打ち」したものでないもの**（裏打ちされていなくても、事務所や連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するためのもの^{*1}を掲示すること及び公選法第143条第19項各号の区分による当該選挙ごとの^{*2}一定期間内に当該選挙区内に掲示することはできません。）

※1 例 「〇〇事務所」、「〇〇後援会連絡所」、「〇〇後援会会員の家」、「〇〇後援会員の証」などと記載したポスター、ステッカーなど

※2 1 衆議院議員の総選挙にあつては、衆議院議員の任期満了の日の6月前の日から当該総選挙の期日までの間又は衆議院の解散の日の翌日から当該総選挙の期日までの間

2 参議院議員の通常選挙にあつては、参議院議員の任期満了の日の6月前の日から当該通常選挙の期日までの間

3 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙にあつては、その任期満了による選挙についてはその任期満了の日の6月前の日から当該選挙の期日までの間、任期満了による選挙以外の選挙については当該選挙を行うべき事由が生じたときその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

4 衆議院議員及び参議院議員の再選挙又は補欠選挙にあつては、統一対象となる再選挙及び補欠選挙（以下「統一対象選挙」という。）については、当該選挙を行うべき事由が生じたときその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日の6月前の日のいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間、統一されない再選挙及び統一対象選挙のうち、参議院議員の通常選挙と同時にされるもの及び参議院議員の統一されない再選挙と同時にされるものについては、当該選挙を行うべき事由が生じたときその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

なお、このポスターには、その表面に、掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあつてはその名称）及び住所を記載しなければなりません。

③ **政治活動のための演説会や講演会などの開催中、その会場において掲示するもの**

④ **選挙時に特定の政治活動の許される確認団体が、許された範囲内で行う看板の類やポスターの掲示**

2 証票の交付

候補者等又は後援団体の事務所に掲示する立札・看板に貼る証票は、候補者等が参議院選挙区選出議員選挙、衆議院小選挙区選出議員選挙、県知事選挙又は県議会議員選挙に関する者であるときは県選挙管理委員会が、市長又は市議会議員選挙に関する者であるときは当該市の選挙管理委員会が、町村長又は町村議会議員選挙に関する者であるときは当該町又は村の選挙管理委員会が交付することとなっています。

証票の交付を受けようとするときは、別途定められている証票交付申請書の提出が必要です。

3 証票と有効期限

証票には、有効期限が定められています。有効期限を過ぎた証票は、無効ですので、新しい証票に更新することが必要です。証票の更新については、所管の選挙管理委員会にお問い合わせください。

4 後援団体等が頒布する文書図画

後援会への加入依頼文書に投票依頼の文言があったり、あるいは直接、投票依頼の文言がなくても全体として選挙運動のための文書図画と認められるものを頒布したりすることは、事前運動となります（公選法第129条）。

5 あいさつ目的の有料広告の禁止

候補者等や後援団体は、選挙区内にある者に対し、主としてあいさつ（時候のあいさつ・慶弔・激励・感謝・その他これらに類するあいさつ）を目的とする有料広告を、新聞・雑誌・ビラ・パンフレット・インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画等に掲載したり、テレビ・ラジオで放送することはできません。

何人もこれらの行為を求めることも禁止されています（公選法第152条）。

第4編 選挙時における確認団体となった政党その他の政治活動を行う団体の政治活動について

・選挙時における政党その他の政治活動を行う団体の政治活動(公選法第14章の3)

選挙期日の公示(告示)の日から選挙の当日までの間は、政党その他の政治活動を行う団体は原則として下表1～11に掲げる政治活動を行うことができません。

ただし、**確認団体**は、選挙の当日を除き(ただし、8については当日もできる。)、下表 内の政治活動を行うことができます。

選挙の種類 確認団体の政治活動	衆議院議員	参議院議員	知事	市長	都道府県及び指定都市の議会の議員	指定都市以外の市、町村の議会の議員、町村長	
1 政談演説会の開催	禁止	衆議院(小選挙区選出)議員の1選挙区ごとに1回		2回	所属候補者数の4倍に相当する回数	規制なし	
2 街頭政談演説の開催	禁止	(1) 午前8時から午後8時までの間 (2) 政治活動用自動車で停車しているものの車上及びその周囲					
3 政治活動用自動車の使用	禁止	(1) 通常選挙 6台 (所属候補者数(名簿登載者を含む。)が10人を超えるときはその超える数が5人を増すごとに1台を加える。) (2) 再選挙・補欠選挙 1台	1台	1台	1台(所属候補者数が3人を超えるときはその超える数が5人を増すごとに1台を加える。)		
4 拡声機の使用	禁止	(1) 政談演説会の会場 (2) 街頭政談演説(政談演説を含む。)の場所 (3) 政治活動用自動車の車上					
5 ポスターの掲示 ポスター 85cm×60cm以内	禁止	(1) 通常選挙、比例代表選挙の再選挙、補欠選挙 70,000枚 (所属候補者数が10人を超えるときは、その超える数が5人を増すごとに5,000枚を加える。)	衆議院(小選挙区選出)議員の1選挙区ごとに500枚	1,000枚	1選挙区ごとに100枚(選挙区の所属候補者数が1人を超えるときは、その超える数が1人を増すごとに50枚を加える。)		

次ページに続く

選挙の種類 確認団体の政治活動	衆議院議員	参議院議員	知事	市長	都道府県及び指定都市の議会の議員	指定都市以外の市、町村の議会の議員、町村長
5 ポスターの掲示 ポスター 85cm×60cm以内		(2) 選挙区選挙の再選挙、補欠選挙、比例代表選挙の一部無効による再選挙 衆議院（小選挙区選出）議員の1選挙区ごとに500枚				規制なし
6 ビラの頒布	禁止	3種類	2種類			
7 立札、看板の類の掲示	禁止	(1) 政談演説会告知用のもの（会場ごとに通じて5） (2) 政談演説会の会場内で使用するもの (3) 政治活動用自動車に取り付けて使用するもの (4) 政党その他の政治団体の本部・支部の事務所で掲示するもの（確認団体以外の政治団体も禁止されない。）				
8 選挙に関する報道評論を掲載した政治団体の機関紙誌の頒布又は掲示	<p>(1) 確認団体の本部（衆議院議員の選挙にあつては、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等の本部）で直接発行する届出機関紙・誌各一に限る。</p> <p>(2) 通常の方法で頒布し又は都道府県選管の指示する場所に掲示すること。 この場合、通常の方法とは、 ア 引き続き発行されている期間が6月以上のものは、公示（告示）の日前6月間において平常行われていた方法をいい、その間に行われた臨時又は特別の方法を含まない。 イ 引き続き発行されている期間が6月に満たない機関新聞紙については、政談演説（衆議院議員の選挙にあつては、政党演説会又は政党等演説会）の会場における頒布に限る。 ウ 一方、引き続き発行されている期間が6月に満たない機関雑誌については、創刊後政談演説等の会場において頒布することを通常の方法としていない場合は、当該会場においても頒布することができない。（つまり、この場合は一切頒布できない。）</p> <p>(3) 選挙に関する報道評論を掲載した政治団体の機関紙・誌の号外等臨時に発行するものは一切禁止される。</p> <p>(4) 確認団体等の届出機関紙・誌の号外等で選挙に関する報道評論を記載していないものでも、特定の候補者の氏名又は氏名類推事項を記載したものは、当該選挙区内における頒布又は掲示を禁止される。</p>					公職選挙法第148条第3項の要件を備えていれば、通常の方法で頒布し、都道府県選管の指示する場所に掲示することができる。
9 連呼行為	禁止	(1) 原則として、禁止される。 (2) 確認団体は、政談演説会場、街頭政談演説の場所及び午前8時から午後8時まで政治活動用自動車の上でできる。			禁止	
10 公共の建物における文書図画の頒布	禁止	(1) 原則として、禁止される。 (2) 確認団体は、政談演説会の会場で頒布できる。			禁止	
11 候補者の氏名、氏名類推事項の掲載	「8 選挙に関する報道評論を掲載した政治団体の機関紙誌の頒布又は掲示」に該当する新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除き一切禁止される。					

- (注) (1) 1及び2においては、選挙運動のための演説及び政治活動のための連呼行為をすることができます。
(2) 5及び6の文書は、所属候補者（又は参議院名簿届出政党等）の選挙運動のために使用することができますが、候補者の氏名又は氏名類推事項を記載することはできません。

(注) 確認団体の要件

選挙の種類		要件
1 参議院議員の選挙	通常選挙	全国を通じて10人以上の所属候補者を有すること又は参議院名簿届出政党等であること
	再選挙, 補欠選挙	1人以上の所属候補者を有すること
2 都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙	一般選挙	選挙が行われる区域を通じて3人以上の所属候補者を有すること
	再選挙, 補欠選挙, 増員選挙	1人以上の所属候補者を有すること
3 知事及び市長の選挙		所属候補者又は支援候補者を有すること

(注) (1) 「支援候補者」とは、立候補届出書においていずれの政党その他の政治団体にも所属しないものとして届け出られた候補者で、一の確認団体の推薦又は支持を受けるものをいいます。

(2) 確認書の交付申請先は、1の選挙が総務大臣、2及び3の選挙が当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会です。

第5編 政党交付金について

1 政党助成法について

政党助成法（平成6年法律第5号）は、議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみ、国が政党に対する助成を行う制度で、政党の政治活動の健全な発達を促進するとともに、その公明と公正を確保することにより、民主政治の健全な発展に寄与しようとするものです。

2 政党交付金について

国は、政党助成法の定めるところにより、法人である政党に対して、政党交付金を交付しますが、政党は政党交付金に関する会計帳簿を備えるとともに、政党が実際に政党交付金を充てた用途を広く国民の前に明らかにしなければなりません。

また、政党の支部についても、政党交付金を原資とした支部政党交付金を本部や他の支部から受けた場合には、支部政党交付金に関する会計帳簿を備え、この用途について明らかにすることが義務づけられています。

3 使途報告が必要な支部

以下のいずれかに該当する政党の支部は、支部政党交付金に関する会計帳簿を備え、使途等報告書（支部報告書）を提出しなければなりません。

- ① 支部政党交付金の支給を受けた支部
- ② 支部政党交付金による支出をした支部
- ③ 12月31日現在において、支部政党交付金を積み立てた支部基金の残高を有する支部

なお、ここにいう「支部」とは、1以上の市町村、特別区、指定都市の区の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部であるとされています。（政党助成法第14条第2項）

支部政党交付金とは？

政党の本部から支部に対して支給される金銭等で、国から交付された政党交付金を充て又は政党基金（政党の本部が特定の目的のために政党交付金の一部を積み立てた積立金をいい、これに係る果実（利息）を含む。）を取り崩して充てるものをいい、政党の支部から他の支部に対して支給される金銭等で支部政党交付金を充て又は支部基金を取り崩して充てるものを含みます。支部から本部に対して支給する金銭等は、支部政党交付金にあたりません。

なお、支部政党交付金の支給に当たっては、支給をする本部又は支部の会計責任者は、支給を受ける支部の会計責任者に対してその旨及び金額を通知しなければならないこととされています。

支給政党交付金による支出とは？

政党の支部のする支出のうち、政党の本部又は他の支部から支給された支部政党交付金を充て又は支部基金を取り崩して充てるものをいい、政党の他の支部に対する支部政党交付金の支給を含みます。「借入金の返済及び貸付金の貸付け」は支部政党交付金による支出には含まれません。

支部基金とは？

政党支部において特定の目的のために支部政党交付金を積み立てたものであり、これに係る果実を含みます。

4 使途報告の方法

(1) 支部報告書の提出期限

翌年の2月末日まで

〔 1月1日～2月末日までの間に、衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙がある場合は、3月末日となります。 〕

(2) 提出先

当該支部政党交付金を支給した本部又は支部の会計責任者

(1)及び(2)により提出した支部は、**当該提出日の翌日から起算して7日以内に県選挙管理委員会に提出してください。**

(3) 提出部数

政党の本部又は支部 …………… (支部政党交付金の支給を受けた政党の本部又は支部に確認してください。)

県選挙管理委員会 …………… **2部** (1部は受付印を押して控えとしてお返しします。)

(4) 提出書類

ア 政党本部又は支部に提出するもの

① 支部報告書

② 支部政党交付金による支出に係る領収書等の写し等

提出対象：人件費、光熱水費以外の経費に係る支出で、1件当たりの金額（支払いが数回にわたるときは、その合計金額）が5万円以上のもの
領収書等を徴し難かった場合は、**領収書等を徴し難かった支出の明細書**

③ 支部基金に係る残高証明等の写し

④ 監査意見書

⑤ 宣誓書

⑥ 他の支部から提出を受けた支部報告書、監査意見書及び宣誓書

⑦ 支部総括文書

(注1) ①については、該当のない様式を提出する必要はありません。

(注2) ②及び③については、該当がなければ提出する必要はありません。

(注3) ⑥及び⑦については、当該支部が他の支部に対して支部政党交付金を支給している場合に限り必要となります。

イ 県選挙管理委員会に提出するもの

- ① 支部報告書
- ② 監査意見書
- ③ 宣誓書
- ④ 支部総括文書

(注) ④については、当該支部が他の支部に対して支部政党交付金を支給している場合に限り必要となります。

附 録

各 種 届 出 用 紙

※ 各種届出用紙は岡山県選挙管理委員会事務局ホームページ
(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/156/>) からのダウンロードも可能です。

総務大臣 殿
岡山県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

(ふりがな)				政治団体の区分	
名 称				<input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	
				国会議員関係政治団体の区分	
				<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
目 的	別紙のとおり	組 織 年 月 日	令和 年 月 日		
主たる事務所の所在地	(〒) (電話)				
主たる活動区域					
代 表 者	氏名 (ふりがな)	住 所	生 年 月 日	選任年月日	
		(〒) (電話)		令和 . .	
会 計 責 任 者		(〒) (電話)		令和 . .	
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者		(〒) (電話)		令和 . .	
支 部 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有	課 税 上 の 優 遇 措 置 の 適 用		<input type="checkbox"/> 有	
	<input type="checkbox"/> 無	関 係 の 有 無		<input type="checkbox"/> 無	
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	代表者である公職の候補者に係る公職の種類				
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者の氏名(ふりがな)		公職の候補者に係る公職の種類		

(備 考)

1. 政党の支部又はその他の政治団体の支部にあつては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政党又はその他の政治団体の名称を「(本部)何々」の例により記載すること。
2. 「□」内には、該当するものに「✓」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「✓」を記入すること。
3. 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載すること。
4. 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「岡山県〇〇市××町□丁目△番☆号〇〇会館〇号室」というように詳細に記載すること。
5. 「主たる活動区域」欄には、活動区域が岡山県の区域内である政治団体にあつては、例えば「岡山県」、「□□市」、「〇〇郡△△町及び××町」というように具体的に記載し、2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば「全国」、「中国各県」、「岡山県及び兵庫県」というように具体的に記載すること。
6. 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。
7. 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員(現職)」, その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては、「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。
8. 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
9. 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。

第8号様式

被 推 薦 書

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名 殿

公職の種類

氏 名 ㊟

住 所

私（私達）は、令和 年 月 日から貴団体の推薦（支持）を受けています。

（備考）

- 1 「公職の種類」欄には、都道府県の議会の議員若しくは長又は指定都市の議会の議員若しくは長の区分により、その職にある者にあつては「岡山県議会議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「岡山県議会議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 2 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 被推薦者が多数の場合には、別紙として添付すること。
- 4 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「岡山県議会議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

政 党 の 状 況 等 に 関 す る 届

令和 年 月 日

総 務 大 臣 殿
岡山県選挙管理委員会

政党の支部の名称

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部 とする政党	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	主たる活動区域	
1 以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		<input type="checkbox"/>

(備考)

- 1 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 2 1 以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあっては、その区の区域）又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「□」内に「✓」を記入すること。

資金管理団体の指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
--------------	--

届出事項等の異動届

令和 年 月 日

総務大臣殿
岡山県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

(上欄には届出事項の変更後の内容(新の内容)を記入してください)

届出事項等に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

異動事項	内 容			異動年月日
ふりがな				
政治団体の名称	新			令和 ・ ・
	旧			
主たる事務所の所在地	新	(〒) 電話()		令和 ・ ・
	旧			
主たる活動区域	新			令和 ・ ・
	旧			
区分	氏名	住所・電話番号	生年月日	
ふりがな		(〒)電話()	大昭平	
代表者	新		・ ・	令和 ・ ・
	旧			
ふりがな		(〒)電話()	大昭平	
会計責任者	新		・ ・	令和 ・ ・
	旧			
ふりがな		(〒)電話()	大昭平	
会計責任者の職務代行者	新		・ ・	令和 ・ ・
	旧			
国会議員関係政治団体の区分	新	<input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 代表者である国会議員に係る公職の種類 () <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 () 公職の候補者に係る公職の種類 ()		<input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体 令和 ・ ・
	旧	<input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 代表者である国会議員に係る公職の種類 () <input type="checkbox"/> 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 () 公職の候補者に係る公職の種類 ()		
その他	<input type="checkbox"/> 規約の異動 <input type="checkbox"/> 課税上の優遇措置の異動 (有・無から無・有へ) <input type="checkbox"/> その他 ()			令和 ・ ・

(備考)

- 1 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 異動のあつた事項の新・旧のみ記入し、異動のない欄については記載しないこと。
- 3 「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一の人物とならないこと。
- 4 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなつた場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ「国会議員関係政治団体の区分」に記載すること。
また、公職の候補者に係る公職の種類は、「衆議院議員（現職）」、「参議院議員（候補者等）」の例により、記載すること。
- 5 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 6 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書の内容に異動があつた場合には、関係書面を付して提出すること。
(政治団体の名称を異動した場合は、規約も異動となることが多いので注意すること。)
- 7 当該異動に係る団体が資金管理団体であつて、公職の種類、政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名（結婚等で戸籍名変更）を異動する場合は、「資金管理団体届出事項の異動届兼宣誓書」も同時に提出すること。
- 8 当該異動に係る団体が政党の支部であつて、政党の支部の名称、主たる事務所の所在地、主たる活動区域を異動する場合は、支部証明書を提出すること。

第18号様式

資金管理団体の指定の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
--------------	--

政治団体解散届

令和 年 月 日

総務大臣 殿
岡山県選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

会計責任者の氏名

令和 年 月 日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

(備考)

- 1 代表者本人及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- 3 この届出をする場合には、法第17条第1項に規定する収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出すること。
- 4 資金管理団体に指定されている団体は、「資金管理団体でなくなった旨の届兼宣誓書」を提出すること。

第23号様式

資金管理団体指定届兼宣誓書

令和 年 月 日

総務大臣 殿
岡山県選挙管理委員会

氏名

住所

資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

併せて、下記の記載事項が真正であることを誓います。

記

公職の種類	(現職 ・ 候補者等)
選挙区	
ふりがな	
政治団体の名	称
主たる事務所の所在地	(〒) 電話 ()
ふりがな	
代表者の氏名	
指定年月日	令和 年 月 日

(備考)

- 1 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 「選挙区」欄は、選挙区において選挙することとされている公職の種類の場合のみ記載すること。
- 3 資金管理団体として指定するに当たっては、政治資金規正法第19条の2の2の規定により、資金管理団体は、不動産（土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権をいう。）を取得し、又は所有してはならないこととされていることに留意すること。

第 2 6 号様式

資金管理団体届出事項の異動届兼宣誓書

令和 年 月 日

総 務 大 臣 殿
岡山県選挙管理委員会

氏 名

住 所

政治団体の名称

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第 1 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

併せて、下記の記載事項が真正であることを誓います。

記

異 動 事 項		内 容	異 動 年 月 日
公 職 の 種 類	新	(現 職 ・ 候 補 者 等)	令 和
	旧	(現 職 ・ 候 補 者 等)	・ ・
選 挙 区	新		令 和
	旧		・ ・
ふ り が な 政 治 団 体 の 名 称	新	-----	令 和
	旧		・ ・
主 たる 事 務 所 の 所 在 地	新	(〒) 電 話 ()	令 和
	旧		・ ・
ふ り が な 代 表 者 の 氏 名	新	-----	令 和
	旧		・ ・

(備考)

- 1 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 異動のあった事項の新・旧のみ記入し、異動のない欄については記載しない。

第 2 4 号様式

資 金 管 理 団 体 指 定 取 消 届 兼 宣 誓 書

令和 年 月 日

総 務 大 臣 殿
岡山県選挙管理委員会

氏 名

住 所

下記の政治団体について、資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第 19 条第 3 項の規定により届け出ます。

併せて、下記の記載事項が真正であることを誓います。

記

公 職 の 種 類	(現職 ・ 候補者等)
選 挙 区	
指定を取り消した 政治団体の名称	
主たる事務所の 所在地	
代表者の氏名	
指定取消年月日	令和 年 月 日

(備考)

- 1 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 「選挙区」欄は、選挙区において選挙することとされている公職の種類の場合のみ記載すること。

資金管理団体でなくなった旨の届兼宣誓書

令和 年 月 日

総務大臣 殿
岡山県選挙管理委員会

氏 名

住 所

下記の政治団体は、令和 年 月 日に、
() により、資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

併せて、下記の記載事項が真正であることを誓います。

記

資金管理団体でなくなった政治団体の名称	
主たる事務所の所在地	

(備考)

- 1 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 () には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 3 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合にあつては、この届出は新たに選任された代表者が行い、() には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。

第27号様式

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名

殿

公職の種類

氏 名

印

住 所

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に令和 年 月 日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるため、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

(備考)

- 1 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 2 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 国会議員関係政治団体に該当することとなった年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となった日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなった日のいずれか遅い日を記載すること。
- 4 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

第28号様式

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

令和 年 月 日

政治団体の名称

代表者の氏名

殿

氏 名

印

住 所

私が、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は令和 年 月 日に政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

(備考)

- 1 この通知は、法第19条の8第1項の規定による通知をした者が行うこと。
- 2 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

(確認欄)

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名								
住所								
寄附金の額		百万	十万	万	千	百	十	円
寄附年月日	令和 年 月 日							

(寄附を受けた団体)

名称		
所在地		
団体の区分 〔いずれか該当するもの〕 〔の番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18〕 〔第1項第1号又は第2号〕	左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18〕 〔第1項第3号又は第4号〕
	1	2
租税特別措置法第41条の18 第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な 構成員である国会議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18 第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合(2)の〕 〔記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は支持 する者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日 令和 年 月 日	

(寄附を受けた個人)

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補した 選挙名及び立候補年月日 令和 年 月 日	
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円	・ ・	円

